

公営住宅法成立時に検討されていた厚生住宅法案の今日的意義

— 社会保障としての住宅政策への示唆 —

○ 静岡英和学院大学 岡部 真智子 (5969)

児玉 善郎 (日本福祉大学・7858)

キーワード：厚生住宅法案，公営住宅法，住宅政策

1. 研究目的

わが国における住宅政策は、戦前の内務省による公益住宅建設の勸奨（大正8年）として取り組まれたのが最初と考えられている（本間 1988）。戦時期に内務省の衛生・社会部門を分離する形で昭和13年に厚生省が設立され、昭和14年には厚生省に住宅課が設置された。関東大震災（大正12年）被災者向けの公的住宅の供給も含めて、戦前戦中には厚生行政として住宅政策が取り組まれていたといえる。ところが、第二次世界大戦により国土が焦土と化し、終戦当時全国で420万戸の住宅不足を生じたことへの対応として、国の責任として大量の住宅供給に取り組むことになった際に、建設省がその主務官庁となり、昭和26年に公営住宅法が成立したのである。当時、厚生省においても住宅に困窮する低所得層向けに公的住宅を供給する「厚生住宅法案」の検討がすすめられていた。厚生住宅法案には、社会福祉主事や民生委員が事務の補助や協力をする（第9条、10条）や、設置者は入居者に対し生活指導を行う（第29条）等が盛り込まれ、単なる低家賃住宅の提供だけではなく、入居者に対する福祉的支援を行うことも検討されていた。しかし、「両省の縄張り争い」（平成21年4月28日国土交通委員会会議録，第13号，1頁，興石東）により厚生住宅法案は国会に提出されることはなかった。このことは「厚生住宅法案の挫折」（大本 1991）ともよばれている。

戦後の住宅政策が、社会保障の視点をもった厚生行政としてではなく、建設行政として取り組まれたことが、その後のわが国の住宅政策を方向づけたと考えられる。

そこで本研究では、建設省により提出された公営住宅法案が成立していくプロセスにおいて、厚生省が検討をすすめていた厚生住宅法案の内容とその考え方のもつ意義について明らかにする。それにより、今後のわが国の住宅政策を社会保障の一環として位置づけて、低所得層向けの対策を考える上での示唆を得ることをねらいとする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、戦後の公営住宅法にはじまる建設行政としての住宅政策は、住宅を建設し供給することが中心で、そこで営まれる生活を支えるという観点が欠けているという視点に立つ。研究方法は、公営住宅法案成立過程（昭和25～26年）における以下の3つの委員会会議録の分析である。建設委員会会議録（以下、建設会議録）、厚生委員会会議録（以下、厚生会議録）、海外同胞引揚に関する特別委員会会議録（以下、引揚会議録）。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会が定める「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守した。

4. 研究結果

1) 低所得者向け住宅の入居対象者の範囲に関する建設省と厚生省の考え方の相違

建設省では、「特に引揚者とか、あるいは戦災者という者のわくで供給方策を考えることはなく、もっぱら住宅に困窮している者自体の家賃負担能力、所得の額によりましてそれぞれの住宅対策を講じている」（昭和25年10月20日引揚会議録，第10号，3頁，川島博説明員）と困窮の理由を問わず、所得のみで対象者を区分けしている。一方厚生省では、海外からの「引揚者等を含めました生活困難の方々」、「未亡人でありますとか、あるいは傷痍者その他の一般生活困窮者」を入居対象と考え、所得だけを入居選別の基準とは考えていなかった（昭和26年3月20日引揚会議録，第7号，7頁，安福信雄説明員）。

2) 低所得者向けの住宅政策を社会福祉の一環としてなすべきという考え方

厚生委員会では、低所得者向けの住宅政策は厚生省が所管すべきという意見が何度か出ている。例えば亘四郎は「低家賃の家というものを、厚生省が今まで主管してまいったのでありますから、また当然そうした家屋は、厚生省が社会福祉の一環としてなすべき仕事の範囲であります」と述べる（昭和26年5月18日厚生会議録，第24号，21頁）。また田邊繁雄は、入居者の選定に当たり「ただ公募するというだけでなしに、本人のあらゆる状態を調べて、これを選定していく。（中略）第一線におきましては、民生委員が十分この問題にタッチするということで進んでするわけです」と民生委員の関与について言及している（昭和26年3月30日引揚会議録，第9号，4頁）。

3) 公営住宅法案における厚生省の意見の反映

懸案だった引揚者に対する住宅提供が公営住宅法に限られないことが議論の中で確認され、法案の早期成立への強い意向と建設省の設置法を根拠に、建設省が提案した公営住宅法案が衆議院を通過した。その後、参議院で厚生省から意見付託がされて、第30条が追加された。第二種公営住宅の入居者の資格及び選考等については、厚生大臣と協議して決定しなければならないというもので、これが認められ再度衆議院に戻り、法案が成立した。

5. 考察

両省で議論が進むにつれて、引揚者には公営住宅法の枠外で住宅提供ができることが明確化されたが、早急に法案を通したい建設省の強い意向により、両省の間で住宅提供の対象や住宅提供以外の支援方策についての議論は深まらなかった。ただし、低所得者向けの住宅供給法案の成立に向けて、厚生省が住宅政策で重視してきた生活支援の必要性を強調した点は注目に値する。今後のわが国の住宅政策を考える上でも重要な視点と考えられる。

【参考文献】

大本圭野（1991）『日本の住宅政策』日本評論社

本間義人（1988）『内務省住宅政策の教訓－公営住宅論序説－』御茶の水書房